

『Skypeへの転送に関する実現方法等について(報告)』に対する意見

平成18年1月26日
日本電信電話(株)

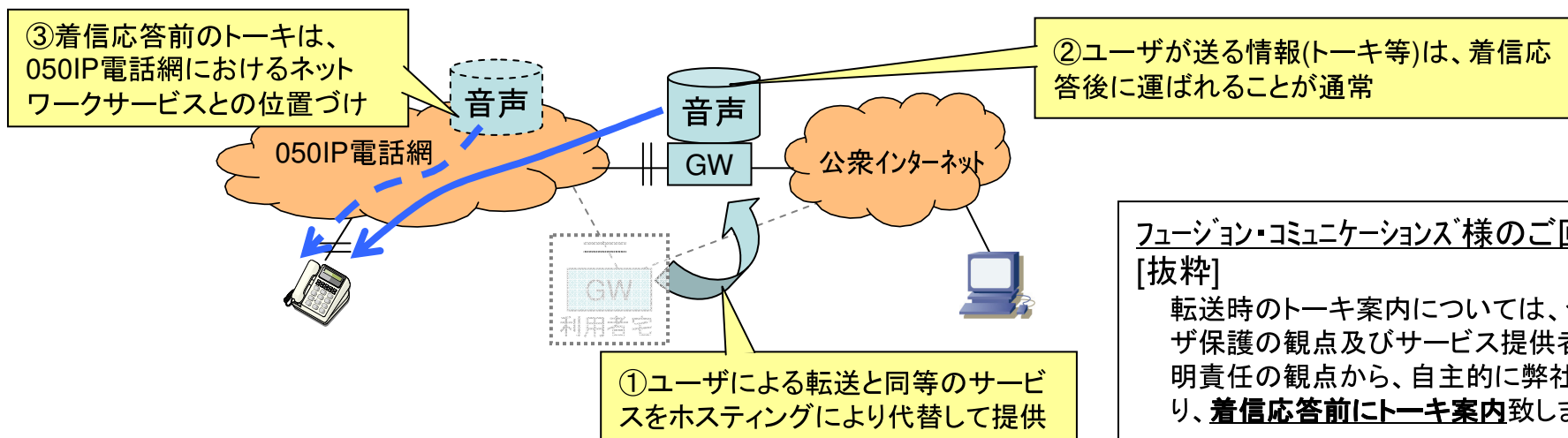
2005年12月21日にWG構成員に照会されたフュージョン・コミュニケーションズ様からの『Skypeへの転送に関する実現方法等について(報告)』(2005年12月20日付)の資料につきまして、以下の通り意見を述べさせていただきます。

これまで『公衆インターネットへの転送部分も含めエンド～エンドで電気通信事業者のサービスと見なせる場合は、過去の整理やユーザ保護の観点から認められないのではないか』と、意見を述べさせて頂いているところです。これは、公衆インターネットへの転送については、公衆インターネットへの転送に係る機能と050IP電話網としての接続機能が完全に切り離され、一体的な提供ではないと見なせることが前提になるとの考えです。

これに対して、今回のフュージョン・コミュニケーションズ様のケースは、050IP電話網とは切り離された転送サービスであり、ユーザによる転送と同等の内容をホスティングにより代替して提供するという位置づけになると認識しているところです。

従いまして、ユーザによる転送との位置づけであれば、「公衆インターネットに転送する旨を通知するトーク」等はユーザの情報であり、着信応答後に運ばれることが通常であると思われます。

また、回答資料にある通り着信応答前にトーク案内するのであれば、050IP電話網におけるネットワークサービスとの位置づけになりますので、電気通信事業者のサービスとしてエンド～エンドでの品質の保証や、故障時の保守性等の条件が求められるのではないのでしょうか。



フュージョン・コミュニケーションズ様のご回答
[抜粋]
転送時のトーク案内については、今回発信ユーザ保護の観点及びサービス提供者としての説明責任の観点から、自主的に弊社網内設備より、**着信応答前にトーク案内**致します。

【参考】 TTC標準における規定

平成18年1月26日
日本電信電話(株)

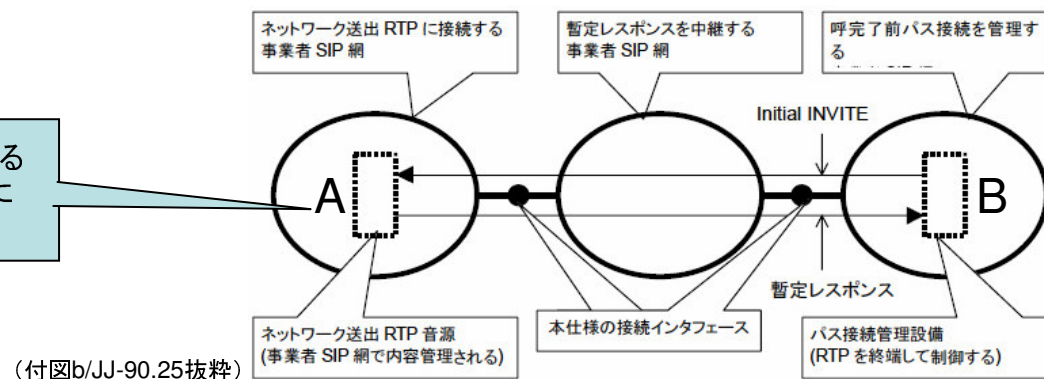
SIP網においては、着信応答前に音声(RTP)を流すことが可能となる信号(SDP情報を付与した18xメッセージ)を、端末から直接送出することができるため、TTC標準において以下の通り規定されています。

ユーザが送出するトーキについては、事業者SIP網において「音声の内容を管理し保証できる」ものではありませんので、着信応答後に運ばれることとなります。

JJ-90.25(第1.0版)「管理された事業者SIP網間における相互接続インタフェース技術仕様」

「付属資料 b.3.1 ネットワーク送出RTPに接続する事業者SIP網(A)の動作」(47ページ)

レスポンスを受信する事業者(上図B)に対して送出するRTPに含まれる音声の内容を管理し保証できる場合のみSDP情報を付与して送出できる。



JF-IETF-RFC3398(第1.0版)「SIP-TTC ISUP信号方式相互接続に関する技術仕様」

「5.5 Early Media」(18ページ)、「8.2.3 18x received」(62ページ)、及び「15. Security Consideration」(89ページ)

MGC/MGを管理する事業者SIP網と同一もしくは応答前音源接続の合意のある事業者SIP網内にあって、**第三者であるユーザ等が音源を操作できないことが保証されるノードからのメディアであることが判断可能である場合**を除いて、2xxレスポンス受信前に逆方向パスを接続してはいけない。

「付録 i ISUP発SIP着における逆方向パス接続に関する留意点について」(97ページ)

事業者SIP網をまたがる場合の正当性の確認の方式については、技術的な根拠と整合性が確保される方式で、**相互接続する事業者間での合意の上、関連する事業者が責任を持って実現するもの**とし、本標準の範囲では、具体的な方式については限定しない。